

援助過程における家族参画の視点

- ニュージーランドの児童虐待領域における家族参画モデル
(ファミリーグループ・カンファレンス) を取り上げて -

林 浩 康

目 次

はじめに

1. 児童保護機関での子どもの保護
2. ファミリーグループ・カンファレンス導入の背景
3. ファミリーグループ・カンファレンスの基本的概念とその内容
4. ファミリーグループ・カンファレンスの評価
5. 考察

はじめに

筆者は2002年4月から1年間在外研修期間が与えられ、ニュージーランドをその研修先にした。それはファミリーグループ・カンファレンス(以下、FGCとする)について学ぶためである。研修期間中その実施機関である児童保護機関で、のべ約7週間の実習を通してFGCについて学ぶことができた。FGCは家族(子ども・拡大親族を含む、以下同様)の意思決定を尊重した実践であり、子どもを含む家族が中心となって虐待された子どもなどの養育について話し合う公式の会議である。その特徴は家族の親和性に着目し、拡大家族ネットワークで子育て上の問題に対

応する点である。すなわちFGCはこの親和性をストレングスとして捉え、家族員の「つながり」の再構築と養育計画の作成を目的とし、家族が養育計画の作成に参画することにより、養育課題への取り組みの動機付けを高めること¹⁾が期待されている。家族が意思決定し、課題に主体的に取り組むことの重要性について以下のように論じている。

「無力状態と活動状態の二分法は、参画実践アプローチで重要な考え方である。行動を取るということは、無力の正反対の状態である。もし家族が主体となって、問題解決に向けた行動を取ることを機関で受け入れられ、家族がその行動を取るならば、その行動が結果に大きく貢献する。その結果は家族のものとなる。もし専門家が決定し、解決策を提供すれば、専門家が結果に貢献したことになる。専門家の貢献は、クライアントの変化に最善の動機付けを与えるとは限らない。(Connolly and McKenzie 1999: 84)」

1989年にニュージーランドで導入されたFGCのアイデアを活用した実践は北米、イギリス、北欧、南アフリカ、シンガポールなどで行われている。FGCで専門家は子どもに関する報告を行うが、養育計画の作成段階ではその場を退場しなければならない。こう

キーワード：ファミリーグループ・カンファレンス、児童虐待、家族の意思決定、ストレングス、エンパワーメント

した FGC を現地で学ぶ中で、家族の潜在的力を実感することができた。当初虐待した親を含む家族が、虐待を受けた子どもの養育計画を立てることに矛盾を感じた。すなわち子どもの生活上の安全を損ねた家庭を構成している人々が、子どもの今後の安全な生活を保障するための養育計画策定に参画することの危険性が一般的に認識される。しかし専門家のかかわりにより、家族は養育計画に関する意思決定能力を十分に発揮できるのである。

筆者が見学させていただいた FGC での家族参画は徹底していた。たとえば息子、娘、それらの友人に対しても性的虐待を行った父親が刑務所からスピーカー付きの電話で会議に参加していた。父親は会議中、家族とのやり取りを通して子どもの今後について共に考えていた。虐待した親であっても、親としての責任は多くの場合維持されており、親の状況に応じて子どもの養育に関与することは当然であろう。また別の FGC では出席していた中学生について、同じ FGC に出席していたその中学生の祖母から、FGC への出席は孫に悪影響を与え、孫の出席は不適切であったという内容のファックスが FGC 終了後、出席者を決定する権限を有するコーディネーター（FGC の招集や進行を行う専門家、後に詳細に論じている）に送られた。それに対しコーディネーターは FGC で明らかとなった内容は孫自身が既に理解していた内容であり、孫には FGC で自らの意向を伝え、話し合われた内容を知る権利があるという返答をこの祖母に送付していた。子どものアイデンティティ形成にとってこうした過程にかかわることは重要であり、子どもの権利保障が徹底して図られていることをも実感した。

我が国におけるソーシャルワーク理念とその実態との乖離を現在の児童福祉実践に強く感じていた筆者にとって、FGC を我が国に紹介したいという思いを強めた。児童虐待に関しては子どもの安全という視点からパター

ナリスティックにかかわらざるを得ない必要性は強く感じる。しかしそうした実践過程で親は依存性を高め、親や子ども自身が無力化される危険性をも内包している。限られた職員で多くの虐待ケースにかかわらざるを得ない実践には限界があり、そうした実践の中で家族状況が改善するには無理がある。家族の潜在的力を活用した FGC が今後の実践の参考になると思われる。

1. 児童保護機関での子どもの保護

・機関と援助過程の概要

虐待など養護問題や非行に対応するニュージーランドの中心的機関は Child, youth and family (以下、児童保護機関と記す) である。これは政府機関であり、ニュージーランド全土に54カ所配置されている。ニュージーランドの人口は日本の約35分の1 (約370万人)、国土面積は日本の約7割に相当し、ほぼ北海道を除いた面積に相当する。人口の約3分の1が居住する最大都市オークランドには8カ所の児童保護機関が設置されている。

児童保護機関は14歳以上17歳未満の子どもの非行問題に対応するセクション (youth justice) と養護問題をもつ17歳未満の子ども、障害児、14歳未満の非行児童に対応するケア・保護 (care and protection) セクション、養子縁組セクション、長期里親 (permanent placement) セクションに分かれている。ニュージーランドでは2003年度から通告に対し24時間体制で対応している。通告は全てオークランドのコールセンターで受け付けられ、各地の児童保護機関へ送致される。各児童保護機関では一定のアセスメントに基づき児童保護機関による対応の必要があるケースについては、さらなる調査に基づき一定の対応がなされる。公表されている通告段階におけるアセスメント・ブックには以下のように子どもの状況ごとに介入方法を提示している。

- ・ 通告当日での子どもの保護...死亡や外傷の危険性がある深刻な虐待や養育放棄、あるいは保護者の不在。子どもが自分で身を守ることが困難な場合。加害者が容易に子どもに近付ける。適当な保護者が不在。生命に深刻な影響を与える外傷に医療的ケアが必要な場合。性的虐待や自殺行為が疑われる場合。家族状況が混乱しており、暴力が日常化している場合。
- ・ 通告当日の翌日までに調査が必要な場合...虐待や養育放棄が疑われるが、深刻ではない場合。今後虐待がエスカレートする可能性がある。子どもが自分で身を守ることが困難な状況。加害者が容易に子どもに近付ける。保護者がいるが、子どもを十分に守りきれない状況。身体的虐待、性的虐待、慢性的養育放棄、心理的虐待が短期間に継続される可能性がある。身体の傷に即座の治療が必要ない。傷の痕跡が増加している。家族状況が混乱しており、暴力を生み出す可能性が潜在的に感じられる。
- ・ 7日以内に調査が必要な場合...短期間子どもは既に保護されているが、虐待や養育放棄に関して大いに懸念することがある。子ども自身適切に身を守ることができる。適当な保護者が存在する。身体的虐待、性的にかかわり、養育放棄が継続しない。子どもに危害が及ばない。外傷に関して治療を要しない。外傷が減少してきている。家族は混乱しているが危険な状況ではない。
- ・ 28日以内に調査が必要な場合...虐待や養育放棄は疑われないが、子どものウェルビーイングに悪影響を与える状況。養育者が積極的に子どものウェルビーイングを考えている。虐待や養育放棄ではない行動上、関係上の問題。外傷は見当たらない。

この枠組みに基づき調査が行われ、実際に何らかのサービスの提供が必要であると判断された場合、いくつかの方法が提示されてい

る。具体的には家族の合意 (agreement) に基づき3ヶ月を限度とした民間機関によるホームヘルプ、一時休息、親教育などのサービス提供、あるいは28日を限度とした一時的フォスターケアの提供があり、それぞれ1回の更新が認められている。したがって前者は最大6ヶ月、後者は56日まで利用できることとなる。それでも家族の状況が改善されない場合や、こうしたケアでは不十分な深刻なケースはFGCの対象となる。FGCの結果家庭外ケアが決定した場合、その家庭外ケアは7歳未満児の場合6ヶ月、それ以上の子どもは1年が限度となっている。その限度を超えさらに家庭外ケアが必要な場合、再度FGCが開催され、それらの多くは長期里親セクションに送致される。家庭復帰の見込みのない場合であっても養子縁組が活用されることはほとんどなく里親が活用されるが、長期里親の場合裁判所の決定により後見 (guardianship) や身上監護権 (custody) が里親に与えられることが多い。したがって長期里親は日本における養子縁組に近い形で子どもを養育することとなる。また後見については実親や政府と共有することもある。

なお調査過程では諮問委員会 (Care and Protection Resource Panel) の助言を得よう児童・家族法で規定されている。この委員会は子どものケアや保護に関する専門的知識と経験を有した児童保護機関外の保健、教育、法律の専門家、地域や先住民民族マオリの代表者から構成されている。委員会はアドバイス機能のみを有し、ソーシャルワーカーやコーディネーターが提示するケースについて報告を受ける。委員会は児童保護機関の各ケースの調査・アセスメント、計画作成後や介入後などの各過程の区切りごとにワーカーや、FGC送致後のケースについてはコーディネーターからケース内容について諮問を求められる。FGC開催までの過程は以下の通りである。

通告 初期アセスメント 調査 他機関送致等、または家族との合意に基づいたサービス提供または一時的親子分離 56日以上の分離の必要性がある場合、コーディネーターへ送致 FGC 開催 (家族・専門家間で合意がえられない場合) 家庭裁判所

家族との合意に基づきサービスを提供しても家族状況が改善されない場合は、原則的にはコーディネーターに送致される。FGCで合意が得られず家庭裁判所に送致され、裁判所の決定に基づき再度 FGC を開催することもある。

・保護者用パンフレットでの解説

我が国の児童保護機関と同様に、ニュージーランドの児童保護機関も住民にとって決して近付きやすい状況にはない。児童保護機関の受付場所にはソファや子どものおもちゃなどが用意されているが、ワーカーなどに容易にアクセスできないよう職員がいる部屋前にはロックされた扉があり、暗証番号を押さないと入室できない。ここ数年全国的にこうした状況にあるらしい。虐待の加害者などによる危害から身を守ることが目的である。実際のサービス提供機関は地域に点在する民間機関であり、保護機関は介入機関との認識が一般的である。しかし受付には保護者用の極めて分かり易いパンフレットが数多く用意されている。児童保護セクション (care and protection) に関するパンフレットとしてはたとえば「児童保護機関の概要」、「児童虐待について」、「子どもを一時的に分離した場合について」、「FGC について」、「家族合意に基づいたサービスとは」、「家庭裁判所について」、「里親について」、「ソーシャルワーカーとは」など数種類の数頁のパンフレットが置いてあった。

「児童保護機関の概要」には機関の目的、法的根拠、法の基本的精神、提供できるサー

ビスの種類、クライアントとしての権利内容、不服申し立ての方法 (そのための用紙を含む)、援助過程などについて、「児童虐待について」では児童虐待についての基本的説明、虐待を読みとるための徴候、通告方法、加害者である親と子どもへのメッセージ、調査方法などについて記載されている。児童虐待については別に子どもに与える影響などを分かり易く記載したパンフレットも作成されている。以下に「FGC について」のパンフレットを意訳する。

パンフレット記載内容 (訳)

子どもを有害な状況、不適切な扱い、虐待などから守り、適切なケアを提供し、子どもの安全性を保障することが児童・家族法に基づく児童保護機関の大きな役割である。子どもにケアや保護を提供する必要があるとき、FGC が招集される。

社会的養育とは何か？

17歳未満の子どもたちが危機的な状態にあるとき提供される。その危機的な状況とは、

- ・身体的、性的、情緒的虐待を受けているとき
- ・養育者との間に暴力や何らかの葛藤があるとき
- ・養育を放棄されているとき
- ・安定した適切なケアが十分に提供されていないとき

FGC とは何か？

FGC とは家族 (親族含む) がときにソーシャルワーカーとともに、子どもが安全にかつ適切にケアされるには何をすべきかについて話し合うために、コーディネーターが招集し進行する公式の会議である。

家族は家庭外措置やそれへのアクセスなどに関し、ワーカーや子どもの弁護士の声を参考に子どもを養育に関する意思決定や養育計画の作成にかかわることが求められる。

法律では家族が子どもの養育や有害な状況

からの保護について第一義的責任を有することを規定している。しかし家族は援助を必要とする。FGCは家族が自らの課題解決のために支援を受けることを保障している。

FGCは子どもが家族で育つ必要性とその権利を考慮しつつ、その必要性和安全性のバランスを図る手段である。子どもにとって家族が安全でないとき、家族外で養育されるよう検討される。

誰がFGCに出席し、意思決定に口を挟むことができるのか？

子ども、できるだけ多くの家族、児童保護機関のワーカー、コーディネーター、必要な場合子どもの弁護士、親・後見人。必要に応じて特別な情報をもつ人、たとえば警察、地域看護師、教師、支援グループ、保護機関のマネージャー、精神科医、医師、弁護士などである。こうした人々は意思決定に向け、情報を提供しアドバイスを家族に与える。

FGCの調整

- ・コーディネーターは家族の中心メンバーと話し合った後開催に向け準備を行う。
- ・家族メンバーはFGCに招待される。日時、場所に関する最終的決定はできるだけ家族の希望を尊重する。
- ・FGCの出席に際し、家族に交通費等経済的支援が提供される。
- ・家や地域のマラエ（マオリ族のコミュニティでの話し合いの場）など子どもや家族にとって居心地のいい場所でFGCは開催される。
- ・コーディネーターは家族外でFGCに出席する人、家族の権利、家族は何をFGCですることが求められているのかを説明する。

FGCで何が行われるのか

1. 情報の共有

子どもの養育上の懸念事項に関する情報が提供される。ソーシャルワーカー、関係機関や学校の代表者、里親等子どもの養育者、子どもに関する重要な情報をもつ他の人々が家族に情報を提供する。必要に応じ子どもの弁

護士も情報を提供する。その後提供された情報について質問することができる。

2. 家族だけでの話し合い

家族は子どもになんらかの社会的養育が必要であることに納得する必要がある。家族は子どもがいかに安全に養育されるか、誰が養育するのか、どんな援助が必要かについて話し合う。

3. 決定、勧告、計画

家族は前段階で決まった内容について専門家を含む会議出席者全員に伝えなければならない。そして養育上の問題が存在するか、提案された計画が子どもにとって安全かどうかについて合意を得なければならない。

計画は誰が子どもの養育に責任をもつか、どこで子どもは暮らすか、子どもや家族のためにどんなサービスが必要か、いつ計画は見直されるか明らかにしなければならない。

FGCの90%以上が合意に達している。しかしもし合意に達しない場合、家庭裁判所の決定に委ねなければならない。

計画は以下の項目を含む

- ・子どもはどこで誰と暮らすのか
- ・どんな支援を家族（親族含む）たちは提供できるのか
- ・ケア・サービスやカウンセリングなど子ども、家族にとって必要なサービス
- ・サービス提供者や経済的負担責任者
- ・分離された場合の親の子どもへのアクセス方法（場所、時期、交通手段、監視の必要性など）
- ・就学について
- ・裁判所命令の必要性
- ・万が一の別の計画（もし計画が破綻した場合）
- ・レビューやモニタリングの方法

FGC終了後

計画のコピーは決定にかかわったあらゆる

人々に配布される。コーディネーターは養育計画をレビューする責任がある。もし計画が問題なく実行しないようなら、コーディネーターは即座に再度 FGC を招集しなければならない。

家族の権利

家族は以下の権利をもっている。

- ・子どもが家庭外で生活することに同意するかどうかを決定すること。(もし同意できないならば、そのケースはどうすべきか考えるためにソーシャルワーカーに戻される。)
- ・調査結果に関する詳細な情報を得ること。
- ・家族の誰が FGC に出席するか、どこでいつ開催するかを話し合うこと。
- ・あらゆる必要な情報を得ること。
- ・常にプライバシーが保障される形で物事について考えること。
- ・通訳の提供。
- ・解決に向けてできるだけ時間を確保されること。
- ・家族が考えた解決策が実行に無理があったり、子どもの安全性に問題があったり、あるいは法律上問題がない限り家族が考えた計画や決定内容が受け入れられる。

FGC の機能

- ・子どものケアや保護にかかわる全ての事柄に関して考えること。
- ・子どもの最善の利益に合った決定や勧告を行うこと。
- ・必要に応じこのような決定や勧告、計画を振り返ること。

政府はこうしたパンフレット以外にも FGC の啓蒙ビデオを作成している。ビデオは文化の違いを考慮して白人の家族、サモアからやってきた家族、マオリ族の家族についてそれぞれ FGC を模擬的に行っており、誰でもそれを購入することができる。

2. FGC 導入の背景

こうした FGC 導入の背景には第一に文化的・歴史的背景があげられる。先住民マオリへの対応はニュージーランドの歴史の中で、常に課題として存在している。全人口の約15%を占めるマオリは古くからの社会的抑圧の結果、多くの課題を抱えている。14歳未満人口に占めるマオリの割合は約12.5%であるが、フォスターケアを受けている子どもに占めるマオリの割合は約53%であり (Worrall 2001: 499)、マオリに対する取り組みがフォスターケアにおいても課題となっていた。そうした中でたどり着いた結論は、マオリ文化特有の文化的ストレングスといえる伝統的な家族⁽²⁾の意思決定過程を尊重した取り組みの導入である (Hudson, Morris and Maxwell et al. 1996: 22)。マオリの人々は現在でも地域の集会所 (marae = meeting place) を使った話し合いの場 (hui = meeting)⁽³⁾をもっており、それを地域内の問題解決の場としてきた。かつての1974年児童法 (Children and Young Persons Act, 1974) はこうしたマオリ文化に配慮しておらず、マオリの人々にとって子どもに関する意思決定過程がマオリの伝統的価値観と矛盾し、マオリの社会構造を損ねるものであると捉えられた (Department of Social Welfare 1986)⁽⁴⁾。社会的に文化的ストレングスや、文化的サポート・システムを活用するためには文化的価値観、伝統、地域の歴史を認識し認めることが必要である。

さらに「自民族中心主義の児童保護システムが、子どもの幅広いネットワークの文化的ストレングス利用の可能性を奪ってきた。子どもの文化的つながりや支援ネットワークは、子どもや家族の回復力の構築に役立つ (Connolly and McKenzie 1999:46)。」と指摘されているように、文化に配慮した実践は文化的ストレングスを活かすことにより、問題の深刻化を防止し子どもの支援体制を強化する

といえる。しかしながら文化帝国主義 (cultural imperialism) と表現されるように (Department of Social Welfare 1986:8), 無批判的な西欧諸国からの施策や方法論の移入により, こうした文化的ストレングスは無視されてきた (Connolly and McKenzie 1999:14)。こうしたあり方がマオリ文化との摩擦や制度的人種差別 (institutional racism) を生み出し, それまでの実践の転換が要請された。

第二にソーシャルワーク実践面での背景があげられる。ニュージーランドでも1980年代までは家族の参加について語られることはなく, 児童福祉機関は一貫して代替ケアを活用してきた。そして専門家が子どもの養育に関する意思決定に関して大きな役割を果たしてきた。その後ストレングス, エンパワーメントといった概念が提唱され, 「子どもの生活にとって最高の価値ある資源は, 専門家や機関ではなく家族である (Holguin 1999:10)」, 「家族は児童虐待問題の創造的解決策の主たる貯蔵庫である (Connolly and McKenzie 1999:xiv)」という考え方に基づき, 家族ストレングスを活かした実践が探求された。このようにFGCはストレングス理論を基盤に据え, エンパワーメントアプローチの家族参画モデルを最もラディカルに具体化した方法として捉えることができる。子どもの養育に関する意思決定は課題を抱える家族が行うべきであり, 家族が一定の情報や意思決定の権限を獲得することで, それを可能にできるという考え方に基づき専門家の役割が再編成された (Swain and Paul 1997:36-37)。またFGCは家族を強化し, 維持するための過程であり, その治療の効果についても明らかにされている⁽⁵⁾ (Paterson 1993:16, Walker, Allan, and Featherstone et al. 2000:69)。さらに養育計画の作成にかかわることにより, 家族は決定に対し責任感を育む (Connolly and McKenzie 1999:26)ことが指摘されている。すなわち家族は意思決定に積極的にかかわる機会が提供さ

れることでエンパワーされ, 結果に対し積極的にかかわる動機付けが高められると捉えることができよう。

第三に政策的背景があげられる。1989年児童・家族法 (Children, Young Persons and Their Families Act,1989以下, 同様) はそれまでの児童法の枠組みを大きく転換した。すなわち1989年法には家族ということばが加えられ, パターナリズムモデルからパートナーシップ概念を基調にした家族責任モデルへの転換を具体化した (Cheyne, O'Brien and Belgrave 1997:215)。ラプトンは「イギリス, ニュージーランド双方での児童福祉政策目標は, 子どもの養育に関する家族やコミュニティの責任を強調し, 国家役割を軽減することである。もし子どもが危険な状態にあるならば, 親族が子どもをその家族から引き離し, 適切なケアを提供できるよう支援することが国家の機能である (Lupton 1998:108)」としている。1984年以降ニュージーランドの政策は新自由主義経済に基づいた経済原理主義思想に大きくシフトした (Atwool 1999:380)。家族責任を強調し, 子どもの問題を家族の問題として捉える新自由主義の基調は, 家族が直面している現在の経済的, 政治的, 社会的状況, すなわち社会的構造問題を無視した「家族および個人責任」イデオロギーとして批判されている (Connolly 2001:233-234, O'Brien 2001:52, Atwool 1999:387)。とくに政策課題を放置したまま養育上の問題を個人, とくに母親の問題として捉えられる傾向にあることがジェンダーの視点からも指摘されている (Worrall 1996:55)。

また財政的効果を期待したFGC導入意図についても論じられている。1978年に家庭裁判所が設立されて以降, 子どもの保護に関して家庭裁判所で扱われる傾向が強まった (Cockburn 1994:87-88)。しかしFGC導入後裁判所に持ち込まれるケースの激減, 家庭外ケアの回避, 親族里親の増加による経済的効

果に関しても指摘されている (Connolly and McKenzie 1999:124, Cheyne, O'Brien and Belgrave 1997:215)。

3. FGC の基本的概念とその内容

(1) 基本的概念

FGC は家族がソーシャルワーカーをはじめとする専門家とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議である。ニュージーランドでは諸外国と異なり FGC が 1989 年に制定された児童・家族法 (Children, Young Persons and Their Families Act, 1989) に位置付けられ、その過程が詳細に規定されている。従来の専門家を中心となった、いわば受動的な家族のケース会議への出席と違い、家族が意思決定に積極的にかかわり、家族が中心となって話し合い養育計画を作成する。FGC での決定事項には一定の権限が法律によって与えられている。FGC は問題解決に向けた場として子どもを含む家族が互いの関心を聴きあい、子どもに関する意思決定に家族が貢献する機会を提供している。国家による力の独占からパートナーシップ概念を基調に、社会が家族の意思決定を支えるという発想をラディカルに具体化した過程である (Connolly and McKenzie 1999:8)。

(2) 内容

① FGC 開催までの過程

児童保護機関への通告により、児童保護機関や警察による一定のアセスメントを経て FGC が必要であると判断されたケース⁽⁶⁾は、FGC コーディネーター (Care and Protection Coordinator, 以下、コーディネーターと記す) に送致される。コーディネーターは専門家と家族にとって中立的立場にあり、基本的には子どもの弁護士としての認識をもっている。FGC 開催に向けソーシャルワーカーとは別にコーディネーターが、同じ児童保護機関に配置されており、その主たる職務は FGC の

召集とその進行である。

コーディネーターが出席者を決定する権限を有している。コーディネーターはできるだけ多くの親族の出席合意を、できるだけ早く得るために苦心しており、FGC 開催までに要する平均日数は 36 日であることが明らかにされている。一般的に我が国同様、家族は当初問題を各家族内に留めておこうとする傾向にあり、それを親族等に公表することを拒否することが多い (Maxwell and Morris 1993:14)。したがって出席について家族の同意を得ることは、コーディネーターに相当の力量が求められる。児童・家族法では FGC の出席者が規定されており、子ども、家族、ソーシャルワーカー、弁護士、コーディネーター、情報を把握している他の専門家 (教師、保健士、医師など)、家族が参加を望む者などが認められている。子どもの出席が子どもの最善の利益に反する場合や、子どもが幼すぎると判断された場合を除き、子どもにも出席資格がある。近隣や友人など専門家でも家族でもない者の出席は、家族が同意した場合のみ認められている。しかしながら、パワーを喪失している家族は家族でない者の意見に対し不満を主張できない、家族が家族でない者の存在に対し気を遣い、適切な養育計画を作成できないことなどが指摘されている (Holguin, Merkel 1998:11-12)。

② FGC 過程

家族参画過程は (1) 情報共有段階 (Information Sharing), (2) 私的討議段階 (Private Deliberation), (3) 合意段階 (Agreement) から構成されている。

まず家族の文化を尊重した態度で開始され、簡単な自己紹介がなされる。コーディネーターが FGC の目的や過程、法律に基づく家族の参画視点について説明した後、FGC は情報共有段階にはいる。ソーシャルワーカーが家族や子どもの状況について報告する。また子

どもや家族にかかわった専門家も同様に報告する。提供されるべき情報について「たとえば性的虐待であるならば、家族は性的虐待の原因論、加害者行動のパターン、被害者の反応、子どもや家族の虐待による衝撃に関する情報を必要としている。家族内問題の一部に薬物やアルコールの濫用問題があるならば、ワーカーは家族にその問題に関する薬、治療、予後の問題、そしていかにその問題がペアレンティングに影響を与えるかについて助言する必要がある。したがって専門家の知識体系は、家族が危機状況をより適切に評価することを援助し、意思決定共有の基盤は専門的知識の共有によって確立される (Connolly and McKenzie 1999: 94)。」と表現されているように、家族員が自らの家族をアセスメントするのに役立つ情報である。一方、「専門家が家族に意見や勧告あるいは地域資源を提示することは家族の意思決定を統制することもある。もし専門家が予測される養育計画を示唆すれば、家族システムや家族の意思決定に関する家族の認識を損ねる。(Walker 2000:188)」と表現されているように、資源に関する情報についても慎重である必要がある。情報提供の段階では質問時間が設けられている。その後第2段階である家族による私的討議に移行する。その際コーディネーターは家族の意思決定事項（たとえば今後の子どもの生活場所、目標、子どもと親が必要な支援内容、親の子どもへのアクセスの方法、養育計画実施に関するモニタリングやレビューの方法など）を明確にし、家族の要請を受けた場合を除き⁽⁸⁾専門家は出席を控え、家族のみで養育計画を作成する。

FGCの最終段階は養育計画に関する合意過程である。コーディネーターは家族の決定した養育計画や専門家のアドバイスを参考に、最終的な養育計画を提示し、家族と送致にかかわった専門家に対し、養育計画の合意を求めなければならない。その決定内容が現実的

で、法律の理念と一貫している限り、当局が必要なサービスと財源の提供により、実行できるようにすることが児童・家族法に規定されている。合意が得られない場合⁽⁸⁾再度FGCが召集されるか、家庭裁判所に送致され裁判所に委ねることとなる⁽⁹⁾。最後にケースレビューやモニタリングの方法について検討される。

4. FGC の評価

児童・家族法の理念を具体化したFGCは世界的にも関心を集めている。児童・家族法に規定し、徹底的に家族に権限を委譲したニュージーランドのFGCはイギリスのそれと比較してその成功が論じられている (Ryburn 1994:65-75)。しかしながら評価に関する取り組みは、「FGCの社会的実験国としてのニュージーランドは、10年以上経た重要な時期に、事後評価プロジェクトを企画しなかったことにより、重要な調査の機会を逸した。幸運なことに他国で、とくに北アメリカやイギリスが、かなり先見性のある参画実践に関する調査をリードしてきた。」 (Connolly and McKenzie 1999: 60) と指摘されているように、ニュージーランド以外で行われてきた。こうしたことを踏まえここでは、ニュージーランドだけでなくイギリス、アメリカ、オーストラリアなどでの評価研究を参考に論じることとする。

(1) 文化的側面

「『子どもが安全であるか』と尋ねることは、子どもが文化的にも安全であるかということが問われている。すなわち子どもの文化的枠組みが用意されているか、親族ネットワークがかかわっているか、子どもは親族ネットワークの文化的伝統とつながっているか、そしてサービス供給に関してサービス提供者の文化的アイデンティティが、児童保護過程を通して行われることによりどのような影響を与えるか、サービスにより子どもがさらに不利な

状況に置かれたいよう、サービスが家族の文化的ストレングスを傷付けることをどのよう回避しているか、ということである。」(Connolly and McKenzie 1999:46) と論じられているように文化的ストレングスを活かすためには、サービス供給主体の文化的感受性が重要である。

FGC は当初マオリ文化を尊重した取り組みとして導入されたが、現在では普遍的戦略として位置付けられ、先に述べた実践指向や政策動向とも関連して急速に文化の異なる他国へと広まった。一方で西洋文化における個人主義指向や自立観が、家族を中心とした FGC に十分適用するかという疑問が残る。また「伝統的価値観の復活というよりは、前方に進んでいるマオリの人たちにこの種の活動を規定することは、脅かしであり、差別的であるという議論が、マオリの研究者間で起こっている」(Connolly and McKenzie 1999:68) と論じられているように、マオリの人々の生活も変化し、人種・民族ごとの生活実態がよりボーダレスになってきている中で、従来の文化を基盤にした実践がかつての因習に回帰させることになるのではないかと考えられる。しかし実践経験から親族と疎遠であったり、個人主義的性質の家族集団にも、過程への参画が適応していることが指摘され、家族参画に基づく FGC は人種・民族を超え、あらゆる人に適用できることが明らかにされている (Connolly and McKenzie 1999:68)。現在ニュージーランドは白人とマオリという二文化主義から、多文化主義への移行を余儀なくされており、こうした視点から FGC を見直す必要はあるが、法律において詳細にその運用方法が規定されているため、各家族に適応した柔軟で創造的過程を適用することが他国と比較して困難である。そうしたことが一方で、ソーシャルワーカーの FGC に対する意識を深め、FGC 過程や家族による意思決定が無視されることが防止されている。FGC

をソーシャルワークの一方法として活用するのか、法律に基づき法的过程として運用するかについては意見が分かれるところである。

一方、コノリーは意思決定とジェンダーに関する研究の必要性について論じている (Connolly 1994:99)。それは FGC での養育計画作成過程で、女性に子どもの養育責任や実際の養育の担い手としての役割が押し付けられているのではないかと疑問と、こうした視点からの研究が不足しているという指摘である。オーストラリアのトロッターらは男性に比較して女性の方が FGC に出席する傾向にあるが、これは養育役割としての女性観に基づくものであると指摘している (Trotter, Sheehan and Liddell et al .1999)。

(2) 実践的側面

イギリスではリバーンが、実践面で当初懸念事項としてあげられていた 父権制の強化、家族再成への疑問に関する研究結果を示している (Ryburn 1993:6-9)。は FGC が父権制を強化するのではないかと懸念である。先のジェンダーに関する課題とも関連するが、多くの家族では女性が主たる養育責任者であり、意思決定は男性に委ねられている場合が多い。したがって FGC が時には虐待要因であった父権的力を温存する形で作用すると考えられた。しかし現実には問題の開示が虐待要因を打破する形で作用し、FGC による家族内の子どもの養育に向けた新たな「つながり」の再構築について論じている。結果的に FGC モデルがあらゆる世代女性の意思決定機会に貢献していることを明らかにしている (Ryburn and Celia 1996:20)。一方家族だけでの討議段階で、家族内の暴力的関係が会議に影響を与えると判断されると、弱い立場の者を支援する人や、独立した調整者をその会議に含むべきであるとも論じられている (Connolly and McKenzie 1999:95)。また専門家の介入がないために、主張の強い者に会議

が独占されるのではないかということも考えられ、コーディネーターのそれまでの介入のあり方や、出席者の選択がこうした点からも重要であるといえよう。しかし「ワーカーがそこにいるとき誰も話さなかったが、家族だけの時間になると全ての者が話し始めた」(Swain and Ban 1997:42)と表現されているように家族の要請がない限り、専門家が同席しないことは家族の意思決定にきわめて重要な要素である。

は実際には家族破綻後社会的にかかわることが多い中で、FGCがどれほど家族の再生に機能するかという疑問である。また養育に失敗した家族が子どもを保護できるのかという指摘もある。コノリーは機能不全家族が果たして意思決定に貢献できるのかという懸念があったが、予想以上に積極的にかかわることを明らかにし、機能不全家族だからと言ってその家族員が会議から排除されるべきではないとしている。また失敗した家族という見方は、家族を狭義に捉えた考え方であり、インフォーマルネットワークのストレングスへの信頼の必要性について指摘している。要するに家族の意思決定を可能にする環境をいかに保障するかということを人的、物的両面から検討することが重要であると述べている(Connolly 1994:94)。

イギリスではコービーらが児童保護ケース会議への親の参加に関する調査結果から、参加に対する親の意識は会議前の情報提供に依存することを明らかにし、十分な情報提供の重要性について指摘している(Corby, Millar and Young 1996)。こうした結果からコービーらは基本的に以前より両親には情報が伝えられている一方で、意思決定のあらゆる側面がかかわりが限定されている。子どもの保護に関する意思決定に親が積極的にかかわることについてはより現実的に考える必要がある。親、専門家、子どもの利害対立への認識を高め、より倫理的にかつ効果的な参画を保障す

るために、会議システムを変革する必要があると述べている(Corby, Millar and Young 1996:475)。その変革のひとつに家族のアセスメント過程への参画をあげている。これはコービーらによる家族へのインタビュー調査の結果によるものであり、その結果では多くの家族がアセスメント結果をみせられるが、3分の1の家族が記述内容に間違いがあるとし、家族の指摘でそれが書きかえられることが困難であるとしている(Corby, Millar and Young 1996:483)。またアメリカのFGCの分析を行ったホルグインは、多くの家族はFGCへの出席を要請されたとき、公的援助システムや機関に対する否定的感情、無力感、FGCへの誤解から当初出席を躊躇するが、「FGCが子どもの養育に関し意思決定する機会を家族に提供することについて家族が理解することにより、積極的に出席するようになる」(Holguin 1999:8)と論じている。

FGCではソーシャルワーカーとコーディネーターが分離しているが、それは調査過程で家族とワーカーに衝突が生じるなど、調査段階からかかわるソーシャルワーカーと家族は一定の緊張関係があること、ソーシャルワーカーと考えが異なる他の専門家との意見調整の必要性などを考慮してのことである(Hudson, Morris and Maxwell et al. 1996:45, Hudson and Burford 2000:191)。コノリーはコーディネーターの位置付けに関して、ワーカーと同じ政府機関にいるコーディネーターが家族と機関との交渉を中立的かつ独立した立場でうまく遂行できるのか議論が必要としている。また家族がソーシャルワーカーとコーディネーターの役割を分別することが困難な場合があるとも論じている(Connolly 1994:93)。コノリーの指摘するように、家族にとっても児童保護機関から独立した、より中立的立場にある者の方がかかわりやすいともいえ、コーディネーターの所属機関に関しては現在なお議論が継続している。しかしながらコーディ

ネーターは家族、子ども、調査者や国家の代理人との調整、合意段階での役割が期待されており、こうした役割を担う者が児童保護機関内に存在することの意義はあるとされ、その位置付けに関しては意見が分かれるところである (Maxwell and Morris 1992:13)。さらにこれまでの研究結果から FGC への家族の出席人数が多いほど合意に達する割合の高いことが明らかにされている (Connolly 1994:98)。それはその出席者の数が、インフォーマルな子どもの支え手の数に関係するからである。FGC には専門家も加わり、インフォーマルな資源のみならず、フォーマルなサービスも含めて養育計画が作成される。こうした意味で FGC は子どもの支援ネットワークの拡大や、サービス調整に向けたケアマネジメント機能を担っているといえる。

ラプトンはニュージーランドの FGC の問題点として、(1) 家族の FGC に向けての準備不足、(2) 専門家による FGC 過程の支配傾向、(3) 適切なモニタリングとレビューの不足をあげている (Lupton 1998:124)。一方、FGC は万能ではないという指摘もある。とくに適さないケースとして家族内の性的虐待や子どもの養育権に関する議論としている (Hudson, Morris and Maxwell et al. 1996:58)。しかしホルグインは性的虐待や夫婦間暴力の場合、FGC 過程で被害者が再虐待を受けたり、傷付けられたりする可能性があると言われるが、ニュージーランドでは性的虐待においても FGC が活用されており、安全性⁽¹⁰⁾や秘密厳守が保障され、適切な支援やガイドラインが確立されておれば FGC は十分に活用可能であるとし、その普遍的活用の可能性について論じている (Holguin 1999:7)。

(3) 政策的側面

現在の新自由主義指向の政策を批判するオプライアンやコノリーは FGC を漸進的、画期的アイデアとしながら、「家族の強化」、「家族の意思決定」、「パートナーシップ」と

いった概念が台頭する中で、家族問題の社会的側面を看過する可能性が大きくなり、家族が直面している現在の経済的、政治的、社会的状況といえる社会的構造問題を無視し、「家族及び個人責任」イデオロギーを強化する傾向にあると指摘している (Connolly 2001:233-234, O'Brien 2001:52)。

ラプトンはイギリスの FGC 導入の意図が、家族のエンパワメントなのか、それとも社会サービスへの依存を減少させる家族内自活 (Family Self-Reliance) の推進なのか、というテーマを設定し後者であると結論付けている (Lupton 1998)。これを後押しする形でジャクソンらも、政府の FGC への関心は家族のエンパワメントではなく、明らかに家族内での自活であると論じ、家族責任の強調により、家族のエンパワメントをむしろ損なっているとしている (Jackson and Morris 1999:622)。政府の政策的関心は明らかに家族の社会サービスへの依存度を軽減することであり、その本音を「家族のエンパワメント」という文句で覆い隠している側面は否定できない。こうした点を克服する上で、家族に対する十分な住宅や経済的施策、虐待加害者への回復的ケアサービスなどを中心とした社会資源の保障が FGC の前提となろう。家族がエンパワーし、意思決定に積極的にかかわり、養育計画を作成する上で、基本的生活保障が必要不可欠である。FGC は決して社会の不十分な資源を家族が補うためものではない。これまで述べてきた政策的批判を乗り越え、文化的、実践的積極面を生かすためにも、こうした面への配慮が重要となろう。

5. 考 察

子どもにとって最善の養育とは何かということ自体、明確な回答を出せないことは多々ある。だからこそ適切な意思決定過程が求められ、家族の意思決定はそのために必要不可

欠であるという認識が、ニュージーランドでは形成されている。また多くの家族員の意味決定への参画は、国家によるパワー（権限）とコントロール（介入）の濫用を防止するための一方法であり、専門家による家族への誤ったかかわりを防止することも指摘されている（Holguin 2000:193）。さらに家族は養育計画の作成に参画することによりエンパワーされ、養育課題への取り組みの動機付けを高めることができる。意思決定過程は親の自尊心の回復に寄与し、希望をもつことを促進する。近年顕在化が著しい家庭内虐待への対応での回復過程では、いかに家族を開き家族内「秘密」を明らかにするかが重要な要素となり、その手段としてもFGCの可能性は大きい。FGCはそうしたさまざまな可能性を内包しており、そのアイデアを活用した実践が期待されている。

このように実践過程での家族参画の必要性については納得できるが、そのあり方については常に課題が存在する。それは決して家族参画が問題ではなく、その参画のあり方の問題である。また家族がFGCでコンピテンスを発揮できないのは家族（員）の問題ではなく、むしろコンピテンス発揮の機会や、それについて学ぶ機会を創り出せなかったという社会システムの問題であると考えられる。一方、「・・・専門家が役割を果たさない、家族だけの意思決定もやめるべきである。児童保護での専門家の放棄は、脆弱な家族にとって危険なことである。」（Connolly and McKenzie 1999:83）と指摘されているように、家族の意思決定への参画は決して専門家の排除を意味するのではなく、専門家の役割の再編成を意味する。すなわち専門家の役割は情報、資源、専門的技術・知識の提供により、家族の意思決定を支えることである。

虐待への対応ではパターナリズムのるつぽに入り込む傾向にあったが、FGCはそこに歯止めをかけ、新たな支援のあり方を提示し

た。可能な限り課題を抱える本人の決定を尊重し、それを可能にする環境を専門家が保障するという考え方に基づいたFGCの導入により、家族のオートノミーを尊重したかかわりに大きくシフトしている。そして家族固有のダイナミクスに基づいた意思決定過程を尊重することが可能となった。

FGCは家族内で起こった虐待について、家族で子どもの養育について話し合うというパラドキシカルな考えに基づいているが、家族のストレンクスへの信頼により、それを発揮できる環境を専門家が整備することにより、FGCが子どもの養育に関する意思決定を行う最適な場になると考えられている。FGC導入により、家族とワーカーの関係も変化している。すなわちコーディネーターを介し、それらの子どもの養育課題に向けた協働関係がより鮮明に具体化された。援助は援助者側の意図的・計画的なものであり、利用者の主体性、利用者・家族と援助者との対等性を阻むものを原理的に含んでいるので、そこでは家族と援助者との対等性がそもそも成立しないことが指摘されている（金子2000:28）。そうした一種の権力関係の緩和に必要なことは、援助の受け手が援助に介入できるシステムと、そのための情報開示であるとしている。こうした意味においてもFGCは援助者と家族との乖離を埋め合わせる手段として捉えることができる。

一方欧米先進諸国がパートナーシップ概念を基調に家族責任モデルに移行する中で、FGCをその後の新自由主義に基づく社会福祉改革の伏線として捉えることもできる。しかし「伝統的に無力状態にされてきた人々の効果的参画を促すには、かなりの準備と情報の共有が必要となる。時間とコストが以前の実践方法よりずっと大きくなることもある。」（Connolly and McKenzie 1999:63）と指摘されているように、FGCは決して経済的、時間的に効率のよい実践ではない⁽¹⁾。たとえば

FGC の開催場所⁽¹²⁾や時間を決定する際、勤務時間に機関内で調整することは、家族とのパワーの共有や家族の意思決定を損なう可能性がある。家族が安心でき、親しみのある、快適な場所と、多くの人が出席できる時間を家族と協働で決定することが家族参画を促す準備となるが、こうした配慮は忙しい専門家のスケジュールには合わないことが指摘されている (Connolly and McKenzie 1999:63)。このことからこれまで我が国においてはワーカールの余裕のなさが、パターンリスティックなかわりを生み出してきたともいえる。

子育てシステムの破綻から問題に至ったと理解すれば、そのシステムを回復させる必要がある。そうしたシステムの回復をできる限り、親族を含めたインフォーマルな関係といえる「つながり」の中で実行することが、子どもにとって影響が少ないという合意が形成されている。そして家族は「つながり」が再生され、その「つながり」の中で回復する機会を獲得できる。こうした回復手段として FGC を活用していると捉えることができる。そのために親族里親制度も活用されている。

我が国ではこれまで意思決定過程で家族や子どもによる意思決定を排除し、そのストレスの活用を怠ってきたのではないだろうか。家族や子どもと面識のない専門家が意思決定に参画している状況も存在する。こうした状況が家族の依存を高めてきたといえないだろうか。専門機関がいかに虐待に取り組むかということだけでなく、家族の虐待への取り組みを専門家としていかに支援するかという視点も重要であろう。イギリスでは FGC 導入の背景として、子どもの問題をキン・ネットワーク (kin-netwok) の失敗として捉え、意思決定過程で家族を排除してきたという認識のあることが指摘されている (Ryburn 1998:35)。FGC は家族に虐待事実を開示する機会を提供し、家族が子どもの養育に向けた知識とネットワークを活用することにより、再

虐待の予防効果があることも明らかにされている (Nixon 2000:99)。

家族のストレスを有効に活用するという FGC の考え方は、我が国の文化に十分適応しうるものである。新たに制度化された親族里親を有効に活用するためにも文化的ストレスを生かした FGC を援用し、児童相談所を中心とした専門機関の役割を再考する必要があるだろう。

〔注〕

- (1) 家族による効果的支援の提供を実現するには親和性に頼るだけでは不十分である。それは集団社会学の知見を応用して考えることができる。すなわち以下のような指摘である。「アメリカのあるパジャマ工場で作業方法を改良し、それに伴って労働者の配置換えをするについて、三つの集団にそれぞれ別の方法を試み、その後の生産高の変化を記録した。第一の集団では新しい作業方法を説明するだけで、それをやらせた。第二の集団では、作業の変化を実施する前に、計画の立案に労働者の代表だけを参加させた。第三の集団ではメンバー全員を参加させた。その結果は第三の集団が最良、第一の集団が最悪であった (田杉競『人間関係』1967年、ダイヤモンド社 pp.102-106)。実験の結果このような違いが現れたことについて、田杉は二つの理由をあげている。その一つは、作業計画の立案に参加を認められた第二、第三の集団では、従業員が人間らしく取扱われたのを喜び、彼らの自主性が高められたこと。その二は、彼らが民主的決定に参加することにより、新しい作業方法の意味についてコミュニケーションがなされ、会社の経営方針に関する従業員の理解が深められたことである (田杉競『人間関係』1967年、ダイヤモンド社 pp.107-112)」。こうした指摘から養育計画作成段階からできるだけ多くの家族が参画するこ

- とが支援体制の強化につながるといえる。
- (2) マオリ民族には3つの家族概念が存在する。Whanauは核家族に祖父母、おじ、おばなどを含んだ概念を意味するマオリ語である。次に基本となるのがいくつかのwhanauから構成され、共通の先祖を有するhapuである。最も大きな単位がiwiであり、共通の名祖(enonymous)をもつhapuから構成される。
- (3) huiは多様な問題について話し合い、意思決定する場を意味するマオリ語である。あらゆるメンバーが考えや感情を表現し、他人を押しさえ込むことを回避している。huiの究極の目的はwhanauの権威と統制の維持であり、あるメンバーの行動が他のメンバーを傷付けた場合に開かれる。maraeはhuiなどを行う集会所を意味するマオリ語である。
- (4) こうした認識に基づきFGC導入の大きなきっかけになったものとして、社会福祉局のマオリ行政諮問委員会による報告書があげられる。本報告書では統計を活用してマオリの人々が不利な状況にあること、すなわち制度的人種差別(institutional racism)を明らかにし、政府に多くの課題や勧告を提示した。そしてマオリ文化の伝統に配慮し、それを尊重した子どものケアシステムのあり方が論じられた。すなわち子どもをfamily networkに留め、意思決定過程へのコミュニティや家族によるかかわりが重要であるという考えを強調した。こうした考えが現場に影響を与え、意思決定に家族がかかわる方法が探求された。
- (5) ニュージーランドのFGCについてWalkerは「決してFGCはエンカウンターグループやセラピーの場ではないが、家族の治療的効果は認められる」と論じている(Walker, Allan, and Featherstone et al. 2000:69)。
- (6) FGCに至らないケースとしては他機関への送致や、一時的助言で終結するケースなどが考えられる。問題の深刻度が低い場合、FGC以前に家族の合意(agreement)に基づきホームヘルプやレスパイトサービス、親教育などのサービスが6ヶ月を限度に提供されることもある。さらに56日を限度に一時的なフォスターケアの提供も認められているが、それでも家族の状況が改善されない場合はFGCの対象となる。
- 調査過程では子どもの養育諮問委員会(Care and Protection Resource Panel)の助言を得るよう、児童・家族法は規定している。この委員会は子どものケアや保護に関する専門知識と経験を有した保健、医療、教育、法律の専門家、地域やマオリの代表者から構成されている。委員会はアドバイス機能のみを有し、ソーシャルワーカーやコーディネーターが提示するケースについて報告を受ける。委員会は児童保護機関の各ケースの調査・アセスメント、計画作成後や介入後などの過程の区切りごとにワーカーや、FGC送致後のケースについてはコーディネーターからケース内容について諮問を求められる。
- (7) 家族の要請に基づき専門家がこの段階に出席することに関しても望ましくないとする意見がある。それはコントロールや権威に関する課題だけでなく、この過程では家族の貢献、パワー、コントロールが専門家のそれより重要であるので、この過程で専門家が中心となって家族を支援することは、FGCモデルの基本的理念と矛盾するとしている(Paterson and Harvey1991)。
- (8) 開始年の養育計画への家族の合意は平均73%。ここ数年の平均は90%を越えている。出席している専門家の内コーディネーター、ソーシャルワーカー、子どもの弁護士および家族が養育計画に対する拒否権を有している。
- (9) 裁判所の判断として 監護権者の選任、後見人の選任、 支援サービスの提供、

- FGC の再招集, 永続的里親への措置などが考えられる。
- (10) たとえば被害者と加害者が直面しないよう, F G C が別々に開催されるという方法もとられている。また加害者が拘束されている場合, 電話や手紙での参加が可能である。
- (11) アメリカでは家族会議 (Fmily meeting) を採用することで家庭外措置を減少させ, 同じ民族, 人種, 宗教をもつ家族への措置が増加しているという経済的効果について指摘がなされている (Scannapieco and Hegar 2000:319)。またイギリスにおいても (1) 裁判所ケースの減少, (2) 再虐待率低下によるケースの減少, (3) 子どもの登録数の減少, (4) 安定した措置の提供, これらによる FGC 導入後の経済的効果について客観的データからではなく, 印象に基づき論じている。しかし FGC に要する経費などを考慮すると, その効果は定かではないとしている (Marsh and Crow 1998:172)。
- (12) 開催場所は児童保護機関のオフィスが最も多く, 次いで地域の施設, 家族や親族の自宅となっている。但しイギリスでは開催場所を中立的場としており, ファミリーセンター, レジャーセンター, コミュニティセンター, 非営利機関で開催されることが多く, 児童保護機関や家族の住居は中立的場ではないと考えられている (Marsh and Crow 1998:106)。しかし家族と機関の元来のパワーの差を考慮すると, より家族にとって親しみのある場所の方がパワーの均衡が保てる中立的場所とも考えられる。
- Social Policy in Aotearoa New Zealand, Oxford University Press.
- Cockburn, Garry (1994) The Children, Young Persons and their Families Act 1989, Munford, Robyn and Nash, Mary eds. Social Work in Action, The Dunmore Press, 85-103.
- Corby, B., Millar, M. and Young, L. (1996) Parental Participation in Child Protection Work : Rethinking the Rhetoric, British Journal of Social Work , 26, 475-492.
- Connolly, Marie (1994) An Act of Empowerment : The Children, Young Persons and their Families Act 1989, British Journal of Social Work, 24, 87-100.
- Connolly, Marie and McKenzie, Margaret (1999) Effective Participatory Practice, Aldine De Gruyter.
- Connolly, Marie (2001) Child Care and Protection Services in Child Welfare, Connolly, Marie ed. New Zealand Social Work, Oxford University Press, 221-235.
- Department of Social Welfare the Ministerial Advisory Committee on a Maori Perspective (1986) Puao-te-Ata-tu (Day Break) .
- Early, Theresa and GlenMaye, Linnea (2000) Valuing Families : Social Work Practice with Families from a Strengths Perspective, Social Work 45 (2) ,124.
- Elliot, Brown (2000) Promoting Family Change- the optimism factor, Allen & Unwin.
- Gordon Amy et al. (2003) A First at the Need for Enhanced Support Services for Kinship Caregivers, Child Welfare 82 (1) ,77-95.
- Gutierrez, Lorraine, M. (1990) ,Working with Women of Color : An Empowerment Perspective, Social Work35 (2) ,149-153
- Holguin, Merkel (1998) Transferring the Family Group Conferencing Technology from New Zealand to the United States, Report for the 12th International Congress on Child Abuse and

[参考文献]

- Atwool, Nicola (1999) New Zealand Children in the 1990s : Beneficiaries of New Right Economic Policy?, Children&Society,13 (1) 380-393.
- Cheyne, C., O'Brien , M. and Belgrave, M. (1997)

- Neglect.
- Holguin, Mikel (1999) Implementation of Family Group Decision Making Processes in The U. S.: Policies and Practices in Transition?, Protecting Children, 14 (4) ,4-10.
- Holguin, Mikel (2000) U. S. Implementation of Family Group Decision Making Process, Walker, H., Allan, G., and Featherstone, F., et al.eds, Family Decision Making A Conferencing Philosophy, Phillips Foilprint, 179-194.
- Hudson, J., Morris, A. and Maxwell, G. et al. (1996) Family Group Conferences perspectives on Policy & Practice ,The Fedration Press/Criminal Justice.
- Hudson, Joe and Burford, Gale (2000) Introduction :Comparative Practice, Burford, Gale and Hudson, Joe eds. Family Group Conferencing, Aldine de Gruyter, 187-192.
- Jackson, Shirley and Morris, Kate (1999) Family Group Conference :User Empowerment or Family Self-Reliance a development from Lupton, British Journal of Social Work, 29, 621-630.
- 金子晃之 (2000) 「知的障害者施設における援助技術の原理的問題点と権利擁護の課題」『社会福祉学』 41 (1) ,日本社会福祉学会, 27-37.
- Karen Paterson and Michael Harvey (1991) ,Organisation and Operation of Care and Protection Family Group Conference, Evaluation Unit Department of Social welfare.
- Kemp, Suzan and Bodonyi, Jami (2002) , Beyond Termination : Length of Stay and Predictors of Permanency for Legally Free Children, Child Welfare 85 (2) , 58-86.
- Lupton, Carol (1998) User Empowerment or Family Self-Reliance? The Family Group Conference Model, British Journal of Social Work, 28, 107-128.
- Maxwell, Gabrielle and Morris, Allison (1992) The Family Group Conference : A new paradigm for making about children and young people, Children Australia, 17 (4) , 11-15.
- Maxwell, Cabrielle and Morris ,Allison (1993) , Family Group Conference :Key Elements, offprint.
- Marsh, Petere and Crow, Gill (1998) Family Group Conferences in Child Welfare, Blackwell Science.
- Munford, Robyn and Sanders, Jackie (1999) Supporting families, Dunmore Press.
- Nixon, Paul (2000) , Family Group Conference Connections, Burford, Gale and Hudson, Joe eds. Family Group Conferencing, Aldine de Gruyter, 93-104.
- Nystrom, John, F. (1989) ,Empowerment Model for Delivery of Social Work Services in Public Schools, Social Work education11 (3) , 160-170.
- O'Brien, Mike (2001) Social Work in Context : Economics, Organisation, Politics, and Ideology, Connolly, Marie ed. New Zealand Social Work, Oxford University Press, 44-53.
- Parsons, Ruth, J. (1988) , Empowerment for Role Alternatives for Low Income Minority Girls : A Group Work Approach, Social Work with Groups11 (3) , 27-45.
- Paterson, K. and Harvey, M, (1991) An evaluation of the organization and operation of care and protection family group conferences, Wellington, NZ : Evaluation Unit, Department of Social Welfare.
- Paterson, Karen (1993) Evaluating the organization and operation of Care and Protection FGCs, Social Work Review, April, 14-17.
- Ryburn, Murray (1993) A new model for family decision making in child care and protection, Early Child Development and Care, 86,1-9.
- Ryburn, Murray (1994) Law and the professional

- role : A comparison of aspects of children's legislation in England and New Zealand, Early Child Development and Care, 103, 65-75.
- Ryburn, Murray and Atherton, Celia (1996) Family Group conferences : partnership in practice, Adoption&Fostering, 20 (1) ,16-23.
- Ryburn, Murray (1998) A New Model of Welfare : Re-asserting the Value of Kinship for Children in State Care, Social Policy&Administration, 32 (1) , 28-45.
- Scannapieco, Maria and Hegar, Rebecca (2000) ,Kinship Care Providers : Designing an Array of Supportive Services, Child and Adolescent Social Work Journal,19 (4) , 319.
- Solomon,, Barbara, B. (1976) ,Black Empowerment : Social Work in Opressed Communities, Columbia University Press.
- Swain, Phillip and Ban, Paul (1997) Participation and partnership - family group conferencing in the Australian context, Journal of Social Welfare and Family Law, 19 (1) , 35-52.
- Trotter, C., Sheehan, R., and Liddell, M. et al. (1999) Evaluation of the statewide implementation of family group conferencing, Victoria Australia : Department of Human Services.
- Turia, Tariana, Hon (2002) Caregiver Liaison Social Workers'forum (off print)
- Walker, H., Allan, G., and Featherstone, F., et al. eds. (2000) Family Decision Making A Conferencing Philosophy, Phillips Foilprint.
- Worrall, Jill (1996) Because We're Family A Study of Kinship Care of Children in New Zealand, Massey University Master Thesis (unpublished).
- Worrall, Jill (2001) Kinship Care of the Abused Child : The New Zealand Experience, Child Welfare, 80 (5) , 497-511.